

長久手市信用保証料補給制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業の経営の健全な育成に寄与することとともに、商工業の振興及び調和のとれた地域の活性化を図るため、その事業者が愛知県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証による融資を受けた場合の当該信用保証料の一部を予算の範囲内において補給するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補給対象)

第2条 補給の対象は、愛知県の定めた融資制度の小規模企業等振興資金「振興資金」という。）及び経済環境適応資金のうちサポート資金に係る信用保証料とする。

(支給対象者)

第3条 補給金の支給対象者は、市に主たる事業所を有し、市の振興資金取扱契約金融機関（以下「金融機関」という。）から融資を受けた者とする。

(補給金の額)

第4条 補給金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 振興資金の小口資金融資 信用保証料の2分の1以内
 - (2) 振興資金の通常資金融資を運転資金の使途で受けたもの 信用保証料の10分の3以内
 - (3) 経済環境適応資金のうちサポート資金を受けたもの 信用保証料の2分の1以内
- 2 補給金の補給対象者が、補給金を受けた振興資金の融資につき、融資の繰上げ償還（自己資金による決済を含む。）した場合において、当該融資にかかる保証料の補給金額は、前項の補給金額から当該繰上げ償還により信用保証料相当分の補給金を差し引いた額とする。
- 3 前2項により算出した補給金額の千円未満は、切り捨てるものとする。
- 4 補給金の交付は、一事業者につき第2条に規定するいずれか一の資金の融資に対して行い、一長久手市会計年度内1回に限るものとする。

(補給金の交付申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金融機関から融資を受けた後30日以内に保証協会が発行した信用保証書の写しを添えて、信用保証料補給金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補給金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し補給金交付の可否を決定し、信用保証料補給金交付審査決定通知書（様式第2-1号、様式第2-2号。以下「審査決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補給金の請求)

第7条 申請者が、前条の審査決定通知書により補給を受ける場合は、信用保証料補給金請求書（様式第3号。以下「補給金請求書」という。）を市長が指定する期日までに提出するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、補給金の交付を受けた者が振興資金の融資の繰上げ償還により信用保証料の払戻しを受けた場合、その払戻しを受けた信用保証料相当分の補給金の返還を求めることができる。ただし、払戻しを受けた信用保証料相当分の補給金の額が千円未満の場合は、返還を要しない。

2 市長は、補給金交付の適正な運用を図るため、関係書類の不実記載等この要綱に違反する事項があると認めたときは、補給を取消すとともに補給金の返還（様式第4号）を求めることができる。

(補給金支給の適用除外)

第9条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補給金の対象としないものとする。

- (1) 資金の融資に係る信用保証料の助成等を他の市町村で既に受けている者又は受けようとしている者
- (2) 助成対象資金の融資を受けた者で、その後当該資金の返済条件の変更または返済遅延により新たに必要となった信用保証料について助成を受けよ

うとするもの

- (3) 融資に係る信用保証料の分割納付を希望した者
 - (4) 第5条及び第7条に規定する期間内に交付申請書又は補給金請求書を提出しない者
 - (5) 前条の規定により補給金の返還を求められ、当該補給金の返還が済んでいない者
 - (6) 前条第2項の規定により補給金の返還を求められた者で、当該融資の当初の約定期間が終了していないもの
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日から保証協会が信用保証書を発行した者について適用する。